

令和3年度 地域交流拠点清田の機能向上に向けた調査検討業務

公募型企画競争 提案説明書

令和3年6月

札幌市まちづくり政策局政策企画部政策推進課

1 業務の名称

令和3年度 地域交流拠点清田の機能向上に向けた調査検討業務

2 背景及び目的

札幌市では、平成28年に策定した「第2次札幌市都市計画マスタープラン」において、市内17か所に位置付けている地域交流拠点のうち、「清田」を先行的に取り組む拠点の一つとして掲げ、短期的には公共交通サービスの利便性向上に努め、将来的には拠点機能向上のための効果的な取組を展開していくこととしている。

これを受け、令和3年2月に策定した「地域交流拠点清田の拠点機能向上に向けた官民連携によるまちづくりの基本的な考え方」においては、今後の取組として、清田区役所周辺における恒常的なにぎわいや交流の創出に向けた効果的な手法を検討することとしている。

一方、国土交通省では、昨今の新型コロナ危機を踏まえた今後の都市政策の在り方として、令和2年8月に「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」（論点整理）を公表したところであり、ここでは、「ウォーカブルなまちづくり、ゆとりある緑とオープンスペースの充実についての重要性が高まっており、これを一層推進すべく、様々なオープンスペースを柔軟に活用しつつ、ネットワークを形成することでウォーカブルな空間を充実させることが重要」との方向性が示されている。

本業務は、地域交流拠点清田の機能向上に向けて、新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性を踏まえた上で、地域住民などの意識や意向を調査しながら効果的な手法を検討することを目的とする。

3 契約の概要

(1) 契約方法

公募型企画競争により選定された委託候補業者との随意契約

(2) 告示日

令和3年6月10日（木）

(3) 履行期間

契約締結日から令和4年3月25日（金）まで

4 業務の内容

業務の内容については、仕様書（別紙1）を参照のこと。

5 企画提案を求める項目

- (1) 業務の実施方針について
提案者の当該業務に対する考え方や取組方針を提案すること。
- (2) アンケート調査の実施等について
効果的・効率的に市民のニーズ・意見を把握するために適切なアンケート調査を企画する際の視点や考え方を提案すること。また、回収率が上がるような調査票の作成や効率的な回答の集計・分析について、提案すること。
- (3) 意見交換会の企画・運営等について
参加者選定のポイントや参加者同士の議論の活性化、効率的なニーズ・意見の収集などについて、意見交換会を企画・運営する際の視点や考え方を提案すること。また、新型コロナウイルス感染症に対応した開催について、提案すること。
- (4) 機能向上案の検討について
機能向上案の検討に向け、オープンスペースの今後の在り方や、ハード・ソフト両面の効果的な手法とそれらを実施する際の PPP/PFI 手法の導入などについて、機能向上案を検討する際の視点や考え方を提案すること。
- (5) 独自提案について
本業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で必要、効果的と考える事柄があれば提案すること。
- (6) 業務実績、実施体制、業務スケジュールについて
本業務を執行するにあたり、本業務に類似・関係等のある過去の業務実績、着実に実施できる業務体制、スケジュールを示すこと。

6 予算規模（契約限度額）

3,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限額とする。

7 参加資格

次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 札幌市の競争入札参加資格「物品・役務」のうち「一般サービス業」の登録業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 同一の企画競争において、事業協働組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (4) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止措置を受けていないこと
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。

8 参加手続き等に関する日程

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| (1) 企画提案の公募開始 | 令和3年6月10日(木) |
| (2) 質問書の提出期限 | 令和3年6月22日(火) 17時必着 |
| (3) 企画提案書等の提出期限 | 令和3年7月8日(木) 17時必着 |
| (4) 参加資格の確認及び一次審査(書類審査) | 令和3年7月13日(火)(予定) |
| (5) 二次審査(ヒアリング) | 令和3年7月16日(金)(予定) |

9 申込方法

(1) 提出物

正本は、以下のア～カの構成で一式とし、1部提出するとともに、PDFファイル形式の電子媒体(CD又はDVD)を1部提出すること。(書類の提出にあたっては、一式を左肩一箇所ホチキス留めすること。)

副本は、以下のイ～オの構成で一式とし、10部提出すること。(提出にあたっては、一式をゼムクリップで留めること。ホチキスは使用しないこと。)

なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はせず、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

- ア 参加意向申出書(A4縦、1枚、様式1)
- イ 業務従事者一覧(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式2)
- ウ 類似業務等実績一覧(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式3)
- エ 業務体制の概要及び実施方法(A4縦、1枚、様式4)
- オ 企画提案書(A3横、片面印刷、2枚以内、様式自由)
- カ 業務費内訳書(積算書)(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式自由)

※積算根拠がわかるように記載すること。なお、本積算額は評価対象とはしない。また、企画提案が選定された者との契約額を確約するものではない。

(2) 提出方法及び提出先

郵送又は持参にて以下に提出すること。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市役所まちづくり政策局政策企画部政策推進課(5階南側)

(3) 提出期限

令和3年7月8日(木) 17:00【必着】

(4) 提出書類の入手方法

様式については、札幌市公式ホームページにてワードデータが取得可能であるほか、札幌市まちづくり政策局政策企画部政策推進課でも配布する。

【札幌市公式ホームページ】

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/shomu/ipankyousou.html>

(5) 提出書類の記載にあたっての注意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 業務従事者一覧について

(ア) 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。

(イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社(者)の協力が予定されている場合についても記載すること。

(ウ) 本業務について全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者を明記すること。

(エ) 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる業務従事者の氏名の後ろには(○)を付けること。

イ 類似・関連業務等実績一覧について

まちづくりに関するアンケート調査や意見交換会など、本業務に活かすことができると考える類似・関連業務の実績について差し支えない範囲で極力具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば、企画提案書に詳細に記載してもよい。ただし、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。

ウ 企画提案書について

(ア) 企画提案は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。

(イ) 提出された企画提案書等は返却しない。

10 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書(様式5)に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市まちづくり政策局政策企画部政策推進課宛にFAX又は電子メールで送信すること。

電子メールのタイトルは「令和3年度 地域交流拠点清田の機能向上に向けた調査検討業務 質問書」とし、令和3年6月22日(火)17:00まで受け付けるものとする。

【FAX】011-218-5109

【送付先電子メールアドレス】seisaku.suishin@city.sapporo.jp

(2) 質問に対する回答

質問書による質問内容とあわせて、随時、札幌市公式ホームページ内にて公開する(質問を行った者の氏名は公表しない)。なお、意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがある。

【札幌市公式ホームページ】

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/shomu/ipankyousou.html>

11 選定方法

企画提案は、札幌市の関係部局の職員からなる「令和3年度 地域交流拠点清田の機能向上に向けた調査検討業務に係る企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）」において、評価項目及び評価基準表（別紙2）により総合的に審査し、最も優れた企画提案者（入選者）を選定する。

(1) 参加資格の確認及び一次審査（書類審査）

ア 参加資格については、「7 参加資格」に基づき確認を行う。

イ 一次審査では書類審査により、評価項目及び評価基準表の審査項目を総合的に評価する。なお、一次審査の審査結果は二次審査に引き継ぐことはしない。

ウ 参加資格の確認結果及び一次審査の結果は、確定後速やかに企画提案者全員に通知する。

エ 一次審査の通過者数は3者程度とする。なお、企画提案者が少数の場合は、一次審査を省略し、企画提案者に別途連絡する。

(2) 二次審査（ヒアリング）

ア 一次審査を通過した企画提案について、ヒアリングを実施する。なお、ヒアリングは新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、オンライン形式で実施する。

イ ヒアリングは、1者約30分（説明20分、ヒアリング10分）を想定し、順次個別に行う（二次審査の対象者数等により、1者あたりのヒアリング時間を変更する可能性がある）。なお、説明は、企画提案書のみを用いて行うこととする。その他ヒアリングに関する事項については、別途通知する。

ウ 実施委員会による採点が最も高い者を入選者として選定する。

エ 総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。また、提案者が1者であっても、最低基準点を超えたときは、入選者として選定する。

オ 実施委員会による採点が同点の場合は、実施委員会の協議により選定する。

(3) 委託の相手方の選定及び契約について

本業務の委託については、原則として入選者を委託候補業者とし、その手続きについては、札幌市契約規則による。なお、企画提案の内容をもって契約するものとは限らない。

また、入選者が「7 参加資格」のいずれかに該当しないこととなった場合には、契約を締結しないことがある。入選者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

(4) 選定結果の通知方法、結果に対する質問方法等

選定の結果は、企画提案者全員に対して文書により通知することとし、選定の結果に対する質問については、原則として、文書にて担当部局に提出すること。

12 参加資格の喪失

本プロポーザルにおいて企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を締結するまで）において、次のいずれかに該当するときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

13 失格事項

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載、その他不正の行為をした者
- (2) 本企画競争の手續期間中に指名停止を受けた者
- (3) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (4) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (5) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を遵守しない者

14 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさないもしくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

15 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

16 著作権に関する事項

- (1) 企画案の著作権は各企画提案者に帰属する。
- (2) 札幌市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権をはじめとしたいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。

17 その他留意事項

- (1) 本企画競争に係る一切の費用については企画提案者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (3) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (4) 札幌市が提出した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。

18 参考資料

- (1) 第 2 次札幌市都市計画マスタープラン（札幌市、平成 28 年 3 月）
<https://www.city.sapporo.jp/keikaku/master/index.html>
- (2) 地域交流拠点清田の拠点機能向上に向けた官民連携によるまちづくりの基本的な考え方（札幌市、令和 3 年 2 月）
<https://www.city.sapporo.jp/keikaku/rich/index.html>
- (3) 「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」（論点整理）（国土交通省、令和 2 年 8 月）
<https://www.mlit.go.jp/toshi/machi/covid-19.html>

19 問合せ先（担当部局）

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 5 階南側
札幌市まちづくり政策局政策企画部政策推進課 土田、廣瀬
TEL : 011-211-2139 FAX : 011-218-5109
メールアドレス : seisaku.suishin@city.sapporo.jp
ホームページ : <http://www.city.sapporo.jp/kikaku/shomu/ipankyousou.html>